



令和2年5月12日(火) 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財)岐阜県産業経済振興センター	産業振興部総合支援課	花村 金利	直通058-277-1079 FAX 058-273-5961
商業・金融課	資金融資係	林 徹	内線3062 直通058-272-8389 FAX 058-278-2672
地域振興課	移住定住係	堀 寛宜	内線2056 直通058-272-8078 FAX 058-278-3530

東京圏からU I Jターンをして起業する方を対象に 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者を募集します

県では、東京圏からのU I Jターンの促進及び県内の担い手不足の解消を図るとともに、まちづくり、地域交通支援、社会福祉などの各分野において、移住者の社会的起業による新たな視点を取り入れることで、地域経済の活性化を図るため、「岐阜県地域課題解決型起業支援金」により、東京23区に在住又は在勤の方が本県に移住し、地域の課題解決に取り組む起業を支援します。

このたび、令和2年度「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者の募集を開始しますので、お知らせします。

1 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」概要

○補助対象者：以下の要件を全て満たす者（詳細は募集要項^{※1}を参照）

(1) 移住

- ・平成31年4月1日から令和元年12月19日までに移住した場合
住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた者又は東京圏^{※2}在住で23区へ通勤していた者
- ・令和元年12月20日以降に移住した又は令和2年12月31日までに移住予定の場合
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏^{※2}在住で23区へ通勤していた者で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※2}に在住し、東京23区への通勤をしていた者
- ・平成31年4月1日以降に岐阜県に転入していること
- ・既に転入している場合は、起業支援金の交付決定時において転入後1年内となる見込みであること
- ・岐阜県内市町村に転入後5年以上、継続して居住する意思がある者

(2) 起業

- ・岐阜県内において、令和2年5月12日～12月31日までに個人開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する者

※1 募集要項：<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020051201/index.asp>（岐阜県産業経済振興センターホームページ）

※2 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（過疎地域自立促進特別措置法等で指定する条件不利地域を除く）

- 補助対象事業：岐阜県内で実施する、地域の課題解決に資する社会的事業
(まちづくりの推進、過疎地域等活性化など)
- 補助対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、委託費
- 補助対象期間：交付決定日（令和2年7月下旬）～12月31日
- 補助率・補助上限：補助率 2分の1以内、補助限度額 200万円
- 補助件数：5件程度

2 応募方法

- 応募期間：令和2年5月12日（火）～6月22日（月）【当日消印有効】
- 応募方法：岐阜県産業経済振興センターホームページ (<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020051201/index.asp>) から申請用紙をダウンロードし、直接持参するか郵送で提出してください。
- 問い合わせ・申し込み先：

(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課
〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階
TEL：058-277-1079 FAX：058-273-5961
URL：<https://www.gpc-gifu.or.jp> E-mail：sien@gpc-gifu.or.jp
- 選考方法：書類審査を行います。

3 その他

起業支援金の交付決定を受けた方は、あわせて東京圏から移住した方に支給される移住支援金（最大100万円（世帯100万円、単身60万円））も受給することができます。詳細は、転入先の各市町村の窓口（移住定住担当課）にお問い合わせください。

<参考：移住支援金の概要>

(1) 対象 以下の要件を全て満たす者

- ・平成31年4月1日から令和元年12月19日までに移住した場合
住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた者又は東京圏^{*2}在住で23区へ通勤していた者
- ・令和元年12月20日以降に移住した又は令和2年12月31日までに移住予定の場合
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏^{*2}在住で23区へ通勤していた者で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{*2}に在住し、東京23区への通勤をしていた者
- ・平成31年4月1日以降に岐阜県に転入した者
- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である者
- ・転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある者
- ・都道府県が公開するマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業又は地域課題の解決に資する事業を起業した者^{*3}

※3 起業支援金の交付決定を受ける必要があります。

(2) 支給額 最大100万円（世帯100万円、単身60万円）

(3) 申請方法 各市町村の窓口（移住定住担当課）に申請